

奥入瀬ろまんパーク味楽工房 食品加工室 使用貸出に係る取扱要領

令和6年6月7日

奥入瀬ろまんパーク味楽工房食品加工室の使用貸出しについて、十和田市奥入瀬ろまんパーク条例（平成17年十和田市条例第291号）及び十和田市奥入瀬ろまんパーク条例施行規則（平成17年十和田市規則第234号）に定めるものの他、下記のとおり取扱うものとする。

記

1コマ（半日）単位での使用とする。

■使用予約・申請

【①予約開始日（毎月初日）の予約】

- ・内 容：2か月後の1ヶ月間の使用予約を、[コマ数の上限](#)を設けて受付する。
（例：7月1日には、9月中の予約を開始）
- ・予約方法：施設窓口でのみ申し込みを受け付けする。
午前9時に、予約優先順を決めるクジ引きを行う。
その順に予約を受け付けする。
[1週間につき、1利用者6コマまでの予約とする。](#)
※「1週間」とは、日曜日から土曜日までとする。
※1週間が7日間に満たない場合は、日数に「7分の6」を乗じて得たコマ数を予約可能上限とする（小数点以下切り捨て）。
※クジ引き後の初日当日は、随時6コマ制限の中で受付する。
- ・対応時間：午前9時から午後5時30分まで
※月の初日が休館日の場合は、翌開館日を予約開始日とする。

【②予約開始日後の予約】

- ・内 容：予約開始日の翌日（2日目）以降は、空きがある限り随時受け付けする。
[週内の予約可能コマ数の制限は設けない。](#)
- ・予約方法：窓口の他、電話予約ができるものとする。
- ・対応時間：午前8時30分から午後5時30分まで対応するものとする。

※使用日の2日前まで予約を受付するものとする。

【予約後の手続き】

- ・予約後、ただちに使用許可申請書を提出し、使用許可書が届いたら速やかに施設使用料を納付するものとする
- ・納付場所は味楽工房とする。